

静岡県立看護専門学校^{の設置、管理及び授業料等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。}

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第17号

静岡県立看護専門学校^{の設置、管理及び授業料等に関する条例等の一部を改正する条例}

(静岡県立看護専門学校^{の設置、管理及び授業料等に関する条例の一部改正})

第1条 静岡県立看護専門学校^{の設置、管理及び授業料等に関する条例（昭和46年静岡県条例第5号）の一部を次のように改正する。}

改正前	改正後
<p>(<u>授業料等の納付</u>)</p> <p>第7条 <u>授業料、</u>入学検定料又は証明書発行手数料は、静岡県収入証紙により納付しなければならない。</p> <p>(<u>授業料等の不還付</u>)</p> <p>第8条 <u>すでに納付した授業料、</u>入学検定料又は証明書発行手数料は、返還しない。</p> <p>(<u>授業料の減免等</u>)</p> <p>第9条 知事は、天災その他特別の事情により<u>授業料の納付が困難と認められる者</u>に対しては、<u>授業料を減免し、又は分割して納付させることができる。</u></p>	<p>(<u>入学検定料等の納付</u>)</p> <p>第7条 入学検定料又は証明書発行手数料は、静岡県収入証紙により納付しなければならない。</p> <p>(<u>授業料等の不還付</u>)</p> <p>第8条 <u>既に納付した授業料、</u>入学検定料又は証明書発行手数料（以下「<u>授業料等</u>」という。）は、返還しない。<u>ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(<u>授業料等の減免等</u>)</p> <p>第9条 知事は、天災その他特別の事情により<u>授業料等の納付が困難と認められる者</u>に対しては、<u>授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立農林大学校^{の設置、管理及び授業料等に関する条例の一部改正})

第2条 静岡県立農林大学校^{の設置、管理及び授業料等に関する条例（平成10年静岡県条例第37号）の一部を次のように改正する。}

改正前	改正後
<p>(<u>授業料等の納付</u>)</p> <p>第7条 <u>授業料、</u>入学科及び入学検定料（次条において「<u>授業料等</u>」という。）は、静岡県収入証紙により納付しなければならない。</p> <p>(<u>授業料等の不還付</u>)</p> <p>第8条 既に納付した<u>授業料等</u>は、還付しな</p>	<p>(<u>入学検定料の納付</u>)</p> <p>第7条 入学検定料は、静岡県収入証紙により納付しなければならない。</p> <p>(<u>授業料等の不還付</u>)</p> <p>第8条 既に納付した<u>授業料、</u>入学科及び入学</p>

<p>い。</p> <p>(<u>授業料の減免等</u>)</p> <p>第9条 知事は、天災その他特別の事情により<u>授業料の納付が困難と認められる者</u>に対しては、<u>授業料を減免し、又は分割して納付させることができる。</u></p>	<p><u>検定料（以下「授業料等」という。）は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(<u>授業料等の減免等</u>)</p> <p>第9条 知事は、天災その他特別の事情により<u>授業料等の納付が困難と認められる者</u>に対しては、<u>授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができる。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例の一部改正)

第3条 静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例（令和元年静岡県条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>聴講料等の納付</u>)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 専門職大学の入学試験を受けようとする者は、入学願書を提出する際に、入学検定料を納付しなければならない。</p> <p>(<u>授業料等の減免等</u>)</p> <p>第15条 知事は、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者<u>その他特別の理由があると認められる者</u>に対しては、<u>授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は授業料等を分割して納付させることができる。</u></p>	<p>(<u>聴講料等の納付</u>)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 専門職大学の入学試験を受けようとする者は、入学願書を提出する際に、入学検定料を<u>静岡県収入証紙により納付しなければならない。</u></p> <p>(<u>授業料等の減免等</u>)</p> <p>第15条 知事は、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者<u>その他特別の理由があると認められる者</u>に対しては、<u>授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。